

株式会社大阪水道総合サービス

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

(1) 1の施策を達成する上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）の公益性及び本市の関与の必要性

当該法人は、長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託することにより水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを蓄積してきており、近年では大阪府内をはじめ多くの市町村からの委託を受けて水道事業に関する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援の実績を積み重ねてきており、本市水道事業の技術やノウハウを他の水道事業者である市町村に効率的かつ効果的に提供することができる唯一の民間事業者である。

(2) 当該法人が行う本市の補完・代替活動を活用する必要性

他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を本市直営で行う場合には本市水道事業自体の運営に影響を及ぼすことが考えられるが、当該法人の事業活動を活用することによって、他の水道事業者に対する支援を本市水道事業の運営に影響を及ぼすことなく、より効率的かつ効果的に行うことができるため。（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(7)に該当）

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

水道事業者である他の市町村に対する技術的な支援や人材の確保及び育成等の支援業務の委託先として、委託に係る支援業務を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するための水道事業に関する総合的な技術やノウハウ・人材の確保、蓄積・養成を行っていくこと。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の補完・代替活動について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

技術支援契約の締結先である市町村に対して当該法人が実施する単年度の支援は委託契約や連携協定の締結により監理することができるが、そもそも市町村に対する支援については、採算ベースに乗せることが困難な業務であり、営利を目的とする当該法人と利害が反する内

容のものであることから、当該法人に市町村に対する支援に関する総合的な技術やノウハウ・人材を安定的かつ継続的に確保させ、将来にわたって継続して支援業務を行わせていくためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。